

人材コンサルティング契約書

株式会社XXXXXXXX（以下、「甲」という）と、株式会社ソルパック（以下、「乙」という）とは、人材コンサルティングに関し次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は乙に人材の採用に関しての、求職者の紹介、および採用の相談、助言、人事、労務等のコンサルティング業務を委託し、乙はこれを受託する。

第2条 甲は乙に委託した業務に関して、乙の選考紹介した人材を採用した場合は、乙に対して次のコンサルティング料を支払うものとする。

1. コンサルティング料は採用決定者の年収額（予定）の30%とし、乙の請求に基づき1か月以内に、乙が指定する口座に振り込むものとする。
2. 前項における年収とは、理論年収とし、就業の日から満1年在籍し、この間に当人が得ると見込まれる収入見込額（月額本給の12か月分と、年間予定賞与額の合計。残業代は含まない）

第3条 前条のコンサルティング料には、消費税は含まれないものとする。別途法定の消費税を甲は乙に支払うものとする。

第4条 採用決定者が入社日以後、3か月以内に当人の都合で退職した場合は、原則として乙は同等の能力を有する候補者を甲に推薦するものとする。

ただし、候補者の推薦が困難な場合等は、例外として第2条に基づき支払われたコンサルティング料を減額し、下記のとおり払戻しする。なお、特殊な要因による場合は甲乙協議して金額を決定する。

- | | |
|-------------|-----|
| 1. 1か月以内の場合 | 75% |
| 2. 2か月以内の場合 | 50% |
| 3. 3か月以内の場合 | 25% |

第5条（機密保持管理）甲、乙双方はこの契約の遂行上知り得た相手側の情報を一切外部に漏らしてはならない。本契約が終了した後も同様とする。

（個人情報管理）本契約において得られた個人情報は甲、乙ともに個人情報保護に関する法律に準拠して取り扱うものとする。

第6条 特別な費用がかかる場合においては、第2条にかかわらず、別途金額・支払方法などにつき協議するものとする。

第7条 本契約の有効期間は契約締結日より1年間とし、この間に甲または乙より変更、もしくは解約の意思表示がない場合は自動的に更新されるものとする。

第8条 本契約に定めのない事項に関しては、甲乙双方誠意をもって協議のうえ、定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通ずつ保有するものとする。

201X年 月 日

(甲)

(乙)

東京都港区六本木四丁目1番4号

黒崎ビル8階

株式会社ソルパック

代表取締役 藤田 洋一郎

許可番号 13-ユ-040389